

業 種	ファイナンスリース	番 号		設 計 年 月 日	令和8年6月1日
納 入 場 所	桑名郡木曾岬町大字 田代 地内				
路 線 ・ 河 川 名					
<p>令和 8 年度</p> <p>木曾岬町社会体育施設LED照明賃貸借</p> <p style="text-align: right;">木曾岬町</p>					
納 期	契約の日から令和8年11月30日	リース期間	令和 8 年 12 月 1 日		
			令和 13 年 11 月 30 日		
請 負 代 金		請 負 人			

設計書内訳書

1. 物件名 令和8年度 木曾岬町社会体育施設LED照明賃貸借

2. 設置期限 令和8年11月30日

No. 1

施設名	規格・寸法	月額 リース料	リース 期間 (ヶ月)	金額	摘要
①木曾岬町体育館	別紙 木曾岬町体育館・木曾岬小学校ナイター 設備LED照明器具・ランプ製品仕様書参照		60		
②木曾岬小学校校庭	別紙 木曾岬町体育館・木曾岬小学校ナイター 設備LED照明器具・ランプ製品仕様書参照		60		
小計					←入札書記入額 (消費税抜き)
消費税等		%	10		
合計					

木 曾 岬 町

位置図



木曾岬町体育館

木曾岬小学校校庭

令和 8 年度

木曾岬町社会体育施設 LED 照明賃貸借 仕様書

令和 8 年 6 月

木曾岬町教育委員会

1. 総則

本仕様書は、木曾岬町社会体育施設のうち、木曾岬町体育館及び木曾岬小学校ナイター施設で使用している LED 照明器具（蛍光灯及びランプ）一式の賃貸借について定める。

2. 導入の目的・概要

この仕様書は、木曾岬町体育館及び木曾岬小学校ナイター施設で使用している蛍光灯等の照明の LED 化を図ることで、より効果的な消費電力量削減に伴う温室効果ガス削減及び維持経費削減を図ることを目的としている。そのため、LED 照明器具の本来の機能を維持し、常時良好な状態において使用できるために、賃貸者は誠意をもって確実に実施するものとする。

また、本事業により「省エネ法」・「桑名・員弁広域環境基本計画（地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）」等、節電・省エネ関連計画の削減目標達成に向けた取組みを推進する。

3. 概要

(1) 履行場所

- | | |
|-----------|------------------------------|
| ①木曾岬町体育館 | 〒498-0819 三重県桑名郡木曾岬町大字田代 168 |
| ②木曾岬小学校校庭 | 〒498-0819 三重県桑名郡木曾岬町大字田代 160 |

(2) 賃貸借物品

LED 照明器具 一式
その他、取付けに必要な資材

(3) 設置期限

令和 8 年 11 月 30 日

(4) 賃貸借期間

LED 照明器具設置完了から 5 年間

(5) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借契約期間満了時の照明器具の取り扱いは協議する。

ただし、賃借人が継続使用を申し出た場合は、無償譲渡を認めること。

(6) その他

賃貸借期間の開始は検査に合格した時点からとするが、検収が認められたものから順次使用を認めるものとする。また賃貸借料は、2 箇所とも検査に合格した月の翌月分より支払開始するものとする。

4. 機器（物品）仕様

- (1) 照明器具は既存照明器具を使用し、LED 化に必要な結線替え等を行うこと。
- (2) 結線替え作業後、安定器の取外しは行わないこと。

- (3) 片側給電の場合、灯具内の結線替え作業を行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシールを貼ること。
- (4) 光源（LED）寿命は 40,000 時間以上の製品であること。
- (5) 照明メーカーは日本照明工業会に加盟する国内メーカーであること。
- (6) 納品する照明機器は、別紙「木曾岬町体育館・木曾岬小学校ナイター設備 LED 照明器具・ランプ製品仕様書」の基準を満たすこと。
- (7) その他の LED 照明について
 - (a) グレア・フリッカーを防止する処置が施されていること
 - (b) LED チップメーカーの特許を侵害していないこと
 - (c) 環境配慮商品であること
 - (d) 器具の強度が LED 照明の重量に満たない場合は金口を交換する等の対策を施すこと

5. 入札金額

- (1) 入札金額は 60 ヶ月分の賃貸借料（税抜）とする。
- (2) 賃貸借料には LED 照明の結線替え工事費用・産業廃棄物処分費用を含めるものとする。

6. 要求要件

- (1) 照明器具（物品）の調達

LED 照明器具及び付属部品を交換する場合は、未使用品であることとする。
- (2) 設置工事

LED 照明器具の納入及び設置を行うこととする。
- (3) 梱包材や既存蛍光灯管等の撤去処分

梱包材や取り外した照明設備は受注者で処分とする。
- (4) 保証期間

保証期間は、LED 照明器具の設置完了の日から賃貸借期間終了までの 5 年間とする。

7. 工事（設置）仕様

- (1) 設置作業に使用する雑材はすべて新品とする。
- (2) 契約後、速やかに工程表について、施設管理担当者の承諾を受けること。
- (3) 設置作業にあたっての安全管理については、施設管理担当者等と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (4) 設置作業において発生する軽微な建築工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (5) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理担当者等と日程等を調整

し、事故、紛争等を防止すること。

- (6) 作業中は粉塵の飛散には十分注意し、養生を行うこと。
- (7) 作業終了後は床の清掃を行うこと。
- (8) 設置作業時間帯は、施設管理担当者の指示に従うこと。
- (9) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認すること。
- (10) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築工事（改修工事）標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完すること。
- (11) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に質疑が生じた場合、発注者と協議すること。

8. 物品の性能保証・点検保守内容

- (1) 賃貸借期間満了時まで物品性能維持の保証を行うこと。
- (2) 障害発生時は、迅速かつ適切に物品の取替え、代替え、修理等を行うこと。
- (3) 設置作業終了後、障害発生時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生し対応した場合は、その都度、文書による報告書を提出すること。

9. その他、特記

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行い作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違を発見した場合には、速やかに監督員へ報告し、協議する。
- (2) 納入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し施設管理担当の承諾を得る。
- (3) 作業車・運搬車・敷地内における車両の駐停車については、事前に施設管理担当者の承諾を得る。
- (4) 勤務時間外の作業は、事前に時間外作業届を施設管理担当者へ提出する。

別紙 木曾岬町体育館・木曾岬小学校ナイター設備 LED 照明器具・ランプ製品仕様書

No	施設名	場所	現状の照明	台数	灯式	ランプ数	色	消費電力 (W)	器具光束 (lm)	口金	演色数 (Ra)	寿命 (h)	交換方法	交換対象数量	備考
1	町体育館	体育館	水銀灯	48	1	48	昼白色	110.0 以下	10,000	－	Ra80	40,000	器具交換	48	
2	町体育館	2階席	40形蛍光灯	12	1	12	昼白色	14.3 以下	2,450	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	12	
3	町体育館	2階席	非常灯 40形蛍光灯	12	1	12	昼白色	20.1 以下	2,100	－	Ra80	40,000	器具交換	12	
4	町体育館	舞台	シリカ	77	1	77	電球色	8.8 以下	784	E26	Ra80	40,000	ランプ交換	77	
5	町体育館	舞台袖	40形蛍光灯	4	1	4	昼白色	14.3 以下	2,450	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	4	
6	町体育館	舞台袖	階段灯 40形蛍光灯	4	1	4	昼白色	8.8 以下	862	E26	Ra80	40,000	ランプ交換	4	
7	町体育館	舞台袖	40形サークライン	2	1	2	昼白色	19.8 以下	2,470	G10q	Ra80	40,000	ランプ交換	2	
8	町体育館	2階舞台袖	非常灯 20形蛍光灯	2	2	4	昼白色	14.4 以下	1,568	－	Ra80	40,000	器具交換	2	
9	町体育館	2階舞台袖	40形蛍光灯	2	1	2	昼白色	14.3 以下	2,450	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	2	
10	町体育館	2階舞台袖	非常灯	5	1	5	昼白色	1.7 以下	1,000	－	Ra80	40,000	器具交換	5	200Φ
11	町体育館	倉庫	40形蛍光灯	3	1	3	昼白色	14.3 以下	2,450	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	3	
12	町体育館	学校器具庫	HF32形蛍光灯	2	1	2	昼白色	14.3 以下	2,450	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	2	
13	町体育館	器具庫	HF32形蛍光灯	2	1	2	昼白色	14.3 以下	2,450	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	2	
14	町体育館	会議室	HF32形蛍光灯	6	2	12	昼白色	14.3 以下	2,450	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	12	
15	町体育館	事務所	HF32形蛍光灯	4	2	8	昼白色	14.3 以下	2,450	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	8	
16	町体育館	給湯室	20形蛍光灯	1	2	2	昼白色	5.9 以下	960	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	2	
17	町体育館	給湯室	10形蛍光灯	1	1	1	昼白色	3.3 以下	490	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	1	
18	町体育館	廊下	20形蛍光灯	2	4	8	昼白色	5.9 以下	960	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	8	
19	町体育館	廊下	30形サークライン	21	1	21	昼白色	11.0 以下	1,421	G10q	Ra80	40,000	ランプ交換	21	
20	町体育館	廊下	非常灯	12	1	12	昼白色	1.7 以下	1,000	－	Ra80	40,000	器具交換	12	200Φ
21	町体育館	廊下	10形蛍光灯	5	1	5	昼白色	3.3 以下	490	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	5	
22	町体育館	男子トイレ	シリカ	4	1	4	電球色	8.8 以下	784	E26	Ra80	40,000	ランプ交換	4	
23	町体育館	男子トイレ	10形蛍光灯	2	1	2	昼白色	3.3 以下	490	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	2	

No	施設名	場所	現状の照明	台数	灯式	ランプ数	色	消費電力 (W)	器具光束 (lm)	口金	演色数 (Ra)	寿命 (h)	交換方法	交換対象 数量	備考
24	町体育館	女子トイレ	シリカ	3	1	3	電球色	8.8 以下	784	E26	Ra80	40,000	ランプ交換	3	
25	町体育館	女子トイレ	10形蛍光灯	2	1	2	昼白色	3.3 以下	490	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	2	
26	町体育館	多目的トイレ	40形蛍光灯	2	1	2	昼白色	14.3 以下	2,450	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	2	
27	町体育館	多目的トイレ	シリカ	2	1	2	電球色	8.8 以下	784	E26	Ra80	40,000	ランプ交換	2	
28	町体育館	ロッカー	40形蛍光灯	2	1	2	昼白色	14.3 以下	2,450	G13	Ra80	40,000	ランプ交換	2	
29	町体育館	ロッカー	15形サークライン	1	1	1	昼白色	14.5 以下	1,511	GX53-1a	Ra80	40,000	器具交換	1	
30	町体育館	ロッカー	シリカ	2	1	2	電球色	8.8 以下	784	E26	Ra80	40,000	ランプ交換	2	
31	町体育館	玄関	40形蛍光灯	2	8	16	昼白色	14	2,450	G13	-	-	ランプ交換	-	
32	町体育館	外灯	シリカ	4	1	4	電球色	8.8 以下	784	E26	Ra80	40,000	ランプ交換	-	
33	町体育館	外灯	40形サークライン	3	1	3	昼白色	19.8 以下	2,470	G10q	Ra80	40,000	ランプ交換	-	
34	町体育館	外灯	水銀灯	6	1	6	昼白色	88.0 以下	9,800	E39	Ra80	40,000	ランプ交換	6	
35	町体育館	階段灯	40形蛍光灯(階段灯)	2	1	2	昼白色	51.7 以下	6,615	-	Ra80	40,000	器具交換	2	
36	小学校	校庭	400W水銀灯	18	1	18	昼白色	132.0 以下	19,992	-	Ra80	40,000	器具交換	18	
	合計			282		315								290	

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

木曾岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 契約案件等において、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を町長に報告すること。
- (3) 契約案件等の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、町長と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

(2) 工事成績への反映

指名停止を受けた者については、工事成績評定を減点する。

(3) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。

(4) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。